

文教生活常任委員会資料
管理部 学事課

議案第167号 和解することについて

資料1 議案の概要

(1) 管轄裁判所及び事件番号

神戸地方裁判所 令和6年（ワ）第880号 国家賠償請求事件
令和6年5月14日付申立て（同月15日受付 同年8月23日付送達）

(2) 当事者

原 告 事件当時宝塚市立中学校1年生であった生徒
被 告 宝塚市及び兵庫県

(3) 申立ての概要

宝塚市立中学校に在籍していた原告は、令和2年（2020年）9月25日16時30分頃、同中学校の部活動中、顧問であった教員から体罰を受け、加療に7日間を要する頸部筋挫傷、腰部挫傷、右肩挫傷、左肩挫傷及び左下腿挫傷の負傷を負い、その後に、心的外傷後ストレス障害を発症した。

また、原告は、本件事案当時中学校1年生であったが、本件事案以降、数回登校したのみで令和2年（2020年）11月以降は卒業まで一切登校することができなかったほか、心的外傷後ストレス障害を発症した影響で、現在も通常の日常生活を送ることができていない。

原告は、原告が本件事案によって被った損害について、宝塚市及び兵庫県は国家賠償法上、これを賠償すべき責任があるとして、令和6年（2024年）5月15日に宝塚市及び兵庫県を被告として神戸地方裁判所伊丹支部に国家賠償請求訴訟を提起した。

今般、神戸地方裁判所より和解案が示されたことを受け、被告宝塚市が原告に対し、解決金として350万円を支払うことで和解しようとするものである。

2 今後の手続きについて

12月議会において本議案承認後、次回の弁論準備手続期日である令和8年1月16日を持って和解成立となる予定。

3 損害賠償金の支払いについて

調停が成立した後、原告に対する損害賠償金の支払いについては、保険会社（損保ジャパン）からの直接支払いを予定しており、和解調書が保険会社に届いた後、約1ヶ月後の2月末頃までに支払いがされる予定。